

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 5 条第 3 項の規定により、平成 18 年 12 月 1 日に保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業に関する実施方針を公表したところである。

この度、同法第 6 条の規定により、保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

平成 19 年 1 月 24 日

豊橋市長 早 川 勝

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業 特定事業の選定について

第 1 事業の概要

1 事業の名称

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2 公共施設等の管理者の名称

本施設の管理者は、豊橋市長 早川 勝 です。

3 事業の目的

平成 18 年 3 月に策定された第 4 次豊橋市総合計画では、「健康・福祉のまちづくり」実現のため、医療と連携した健康・福祉の拠点づくりを目指しています。そして、市民の健康管理を支援するため、地域保健の拠点施設整備と、障害児福祉の充実のため、診療、相談、訓練などを行う総合的な療育支援体制の確立が位置付けられています。

この施策を推進するため、保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備基本計画を策定し、平成 18 年 3 月に公表しました。

本事業は、上記の基本計画に基づき、独立行政法人国立病院機構豊橋病院（中野町）の跡地を取得し、地域保健法で設置が義務付けられている保健所と健康づくりを推進する拠点の保健センターを一体的に整備するとともに、乳幼児の健診と深く関わる障害の早期発見、早期療育を行う地域療育センター（仮称）を併設するものです。同時に、市民がいつでも安心して医療を受けられる体制を確保するため、休日夜間急病診療所も併せて整備することで、保健・福祉・医療サービスを効率的かつ効果的に提供するものです。本事業は、これらの施設を整備（設計・建設）し、維持管理・運営していくものです。

4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づき、同法第 7 条第 1 項の規定による選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営を行う、BTO 方式とします。

選定事業者が実施する業務は以下のとおりです。

(1) 設計業務

ア 設計

イ 設計図書の作成

ウ 設計に伴う各種申請手続き

(2) 建設業務

- ア 建設工事
- イ 備品等の調達・設置
- ウ 工事に伴う近隣対策（周辺家屋影響調査、電波障害調査及び対策）
- エ 建設に伴う各種申請手続き
- オ 工事監理
- カ 完成図書の作成
- キ 施設の引渡し

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- エ 屋外施設保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 植栽維持管理業務
- キ 警備業務
- ク 修繕業務

(4) 運営業務

- ア 総合受付案内等業務
- イ 時間外電話等対応業務
- ウ 郵便物発送及び整理業務
- エ データ入力等業務
- オ 情報提供業務
- カ 医療事務業務
- キ レストラン等運営業務

5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

《設計・建設期間》 平成 19 年 12 月～平成 22 年 1 月

《維持管理期間》 平成 22 年 2 月～平成 42 年 3 月

《運営期間》 平成 22 年 4 月～平成 42 年 3 月

なお、平成 22 年 2 月から平成 22 年 3 月の期間に、市により、市自らが調達する設備・備品等の搬入・設置、引越し等の準備を行います。

6 公の施設の設置及び管理について

保健所を除く本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公

の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定めます。

7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下の対価等により構成されます。市はこのうち、選定事業者が実施する本施設の設計業務及び建設業務に係る対価、維持管理業務及び運営業務に係る対価をサービス購入費として選定事業者に支払います。

(1) 設計業務及び建設業務に係る対価

市は設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を割賦方式により選定事業者に支払います。

(2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は維持管理業務及び運営業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理・運営期間に渡り選定事業者に支払います。

(3) レストラン等利用者からの収入

レストラン等利用者からの収入は、選定事業者の独自収入とします。

第2 評価の内容

1 評価の方法

(1) 選定の基準

本事業を PFI 方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準としました。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者からの税込等の適切な調整を行い、評価を実施しました。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 方式で実施する場合における、定性的な評価を実施しました。

2 定量的な評価

(1) 前提条件

市の財政負担額の算出に当たって、市が本事業を自ら実施する場合と PFI 方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を次表のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

表：定量的評価に係る前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI方式で実施する場合
算定対象とする収入及び支出の内訳	収入： なし	収入： 選定事業者からの税収（市税）
	支出： 設計費 建設費（備品を含む） 維持管理費 運営費	支出： サービス購入費 1 アドバイザー費用 2 モニタリング費用 3
共通条件	事業期間：上記、第1～5 事業期間に示すとおり 施設規模：延床面積 約 12,400 m ² 割引率：4% インフレ率：考慮せず	
施設の設計及び建設に関する費用	類似公共施設の実績等に基づき設定	一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫により、市が自ら実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現できるものとして設定
施設の維持管理及び運営に関する費用	類似施設の実績統計、庁内既存部署へのヒアリング結果等に基づき設定	同上
資金調達に関する事項	一般財源 起債（20年返済。うち3年据置き）	自己資本 市中借入（20年返済。10年毎借換え）

1：サービス購入費：設計費、建設費、維持管理費、運営費に相当する費用

2：アドバイザー費用：PFI事業に係る事務を外部コンサルタント（アドバイザー）に委託して行うための費用

3：モニタリング費用：PFI事業が適切に遂行されているかどうかの監視（モニタリング）を行うための費用

(2) 算定の方法と結果

前項(1)の前提条件に基づき、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較しました。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約8.8%縮減することができることとなりました。

3 定性的な評価

本事業を PFI 方式で実施する場合、本市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができます。

(1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して選定事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や選定事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できます。

(2) 良質なサービスの継続的な提供

本施設の維持管理、運営において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設利用者のニーズやその変化に柔軟に対応した、良質なサービスの継続的な提供が期待できます。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と選定事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できます。

(4) 財政支出の平準化

PFI 事業における財政支出は、民間のサービス開始後、契約期間全体に渡って選定事業者へのサービスの対価として支払うため、財政負担の平準化が期待できます。

第 3 評価の結果

本事業を、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 8.8%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができます。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定します。